J A M 政策NEWS

2007年12月27日 第2008-15号

【発 行】J A M

【発行責任者】斉 藤 常

【編 集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL: seisaku.seiji@jam-union.jp

規制改革会議「規制改革推進のための第2次答申」取りまとめ

政府の規制改革会議(議長:草刈隆郎・日本郵船会長)は、12月25日、「規制改革のための第2次答申」をとりまとめました。今回の答申は、安心と豊かさの実現、地方の活力・地域生活の向上、国際競争力強化による成長加速、機会均等の実現、官業改革による国の歳出・資産削減の5つを柱とする、多岐にわたる規制緩和を推進する内容となっています。

さらなる労働分野の規制緩和が

労働分野についてみると、本年5月に公表され、社会的な批判を浴びた同会議の労働タスクフォース意見書を踏襲する内容となっており、 雇用の不安定化とさらなる格差拡大をもたらすような規制緩和の必要性が述べられています。

連合は、本答申の、とりわけ「労働分野」に ついては、連合として強く抗議する、との事務 局長談話を発表しました。

5月の同会議の労働タスクフォースによる「脱格差と活力をもたらす労働市場へ~労働法制の抜本的見直しを~」と題する意見書は、「労働者の権利を強めれば、その労働者の保護が図られるという考え方は誤っている」として、解雇権濫用法理の法制化や最低賃金の引き上げ、同一価値労働同一賃金、労働者派遣法のさらなる規制緩和を主張する見解を示したものです。

どんなに批判されても「懲りない面々」」AMとしても、この意見書に抗議し、内閣府と厚生労働省に対して申し入れを実施。JAMの申し入れに対して当時の柳沢厚生労働大臣は、意見書の内容について「常識では考えられないこと。とんでもないはた迷惑」と述べていました。この意見書は、労働界のみならず多方面から批判を浴び、同会議の第1次答申には取り込まれませんでした。さらに、国会においては林内閣府副大臣が「規制改革会議そのものではないものの、下部組織である労働タスクフォ

ースの名をもって公表されたことは不適切なことであり、誠に遺憾である」と表明しています。 それにもかかわらず、意見書とほぼ同内容の「問題意識」が総理大臣への答申文に堂々と掲載されており、連合事務局長談話では「**言語道断であり、規制改革会議の見識を疑わざるを得ない」**と厳しく批判しています。

【連合事務局長談話概要】

- 1. 規制改革会議第2次答申のとりわけ「労働分野」については、連合として強く抗議する。
- 2. 5月に公表された同会議労働タスクフォースの 「脱格差と活力をもたらす労働市場へ~労働法 制の抜本的見直しを~」と題する意見書は、連合 をはじめ多方面から批判を浴びた。にもかかわら ず、意見書とほぼ同内容の「問題意識」を総理大 臣への答申文に堂々と掲載する行為は、言語道断 であり、規制改革会議の見識を疑わざるを得ない。
- 3. 90 年代後半以降、「事前規制型から事後チェック型へ」というスローガンの下で規制緩和が進められてきた。労働分野においても、労働者派遣法や労働基準法などの規制緩和が行われて、非正規労働者の増大に拍車をかけてきた。「違法派遣・偽装請負」の蔓延や「日雇い派遣」、いわゆる「ネットカフェ難民」、ワーキング・プアの急増なざい、その結果である。雇用における二極化が大きな社会問題となっている中で、これまでの規制緩和を検証し、すべての労働者が公正な処遇の下で安定して働けるような雇用・労働政策を打ち立てることこそが必要である。このような認識に欠け、相変わらず規制緩和を唱える規制改革会議は、廃止も含めてその存在意義を問い直されるべきである。
- 4. 連合は、労働者の雇用の安定と公正な処遇を実現する雇用・労働政策の実現を求める取り組みを強化するとともに、今回の第2次答申における「労働分野」について、規制改革会議の姿勢を徹底的に追及する。